

## つくば市記者会 御中

発信日：令和3年（2021年）10月26日（火）

発信元：つくば市 福祉部 社会福祉課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

### つくば青年会議所とつくば市社会福祉協議会が 災害時相互協力協定を締結しました



一般社団法人つくば青年会議所と社会福祉法人つくば市社会福祉協議会は、災害時において、災害ボランティア活動などの被災者支援活動が効率的・効果的に行えるよう相互に連携し、被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とし、災害時相互協力協定を締結しました。

なお、締結にあたり、以下のとおり締結式を行いました。

#### 【日時】

令和3年10月25日（月）14:00～14:30

#### 【場所】

つくば市役所 5階応接室

#### 【出席者】

一般社団法人つくば青年会議所  
理事長 秋田 浩之 様  
専務理事 宮本 純 様  
専務室室長 仁平 大介 様  
財務局長 大林 芳博 様

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会  
会長 松本 玲子  
副会長（兼）常務理事 長 卓良  
事務局長 稲葉 光正



締結式の様子（写真提供可）

#### 【その他】

詳しくは、別添の協定書をご覧ください。

## 災害時相互協力協定

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会(以下「社協」という。)と一般社団法人つくば青年会議所(以下「つくば青年会議所」という。)はつくば市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、相互に協力して、効果的な被災者支援活動を行うために、本協定を締結する。

(目的)

### 第1条

この協定は、災害時において、社協及びつくば青年会議所が、災害ボランティア活動などの被災者支援活動が効率的・効果的に行えるように交互に連携し、被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(災害時における活動)

### 第2条

社協及びつくば青年会議所は、災害時に次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 災害ボランティア活動のバックアップ及び各種支援活動における役割分担
- 2 それぞれのネットワークを生かした情報の収集と共有、またそれぞれのネットワークへ向けた適切な情報提供
- 3 上記に関して、第4条に規定する連絡会議で合意した内容

(平常時における活動)

### 第3条

本協定の内容深化に資するために、以下の内容に関して連絡会議を開催する。

- 1 災害時に社協が運営するボランティアセンターに関すること
- 2 災害時の行政機関と民間団体の役割に関する提言
- 3 災害時の効果的な支援活動に資する情報収集、資源把握及び備蓄の推進
- 4 上記に関連して、第4条に規定する連絡会議で合意した内容

(連絡会議の運営)

### 第4条

社協及びつくば青年会議所は、以下の方法で連絡会議を開催する。

- 1 会議は年1回以上開催する。
- 2 会議の構成員は社協職員及びつくば青年会議所正会員とする。ただし、必要に応じて両団体の関係者が出席することを妨げない。
- 3 会議へは両団体の合意のもと、必要に応じて災害支援活動やボランティア、NP活動の知識や経験を有する者やその関係者の出席を求めることができる。

(協議)

第5条

この協定に定めるもののほか、連絡開始の運営に関し必要な事項及び協定の維持に必要な事項は、両団体が協議し合意の上で定める。

(雑則)

第6条

この協定は、令和3年10月25日から令和4年10月24日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに両団体のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定を証するため、本書を2通作成し、両団体記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年10月25日

茨城県つくば市筑穂1丁目10番地4

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

会 長

印

茨城県つくば市筑穂1丁目10番地4 2階

一般社団法人 つくば青年会議所

理 事 長

印